決定(内定)・入所してから

入所が決まると、「利用契約決定通知書」が送付されます。入所期間・入所施設・保育料など重要なお知らせが記載されているため、必ず内容を確認してください。

● 申請時から状況が変わった場合

決定(内定)・入所後に、申請している状況から変更があった場合は必ずお手続きが必要です。

(例)

- 仕事を退職・転職した場合
- 勤務先や就労形態が変わった場合
- 1 か月以上休職する場合(産前・産後・育休・病気による入院等)
- 保護者に変更があった場合(離婚や別居、婚姻や同居等)　など

※ 変更の内容によっては、内定取消や退所になる場合があります。また、要件変更の事実を隠して入所継続した場合も、発覚した月の月末にて退所となります。

● 退所について

市外へ転出、幼稚園への入園が決まった等、退所を希望される方は、**退所する月の月末まで**にこども未来課へ「退所届」を提出してください。あわせて、現在通われている施設にも必ず退所の旨をお伝えください。
市外転出、または 1 ヶ月間まったく利用がない場合は月末で退所となります。
なお、月の途中で退所される場合であっても、1 ヶ月分の保育料が発生します。

● ならし保育について

ならし保育とは、児童が新しい環境に無理なく慣れるために、施設との話し合いにより、保育時間を段階的に延ばしていく期間のことです。期間は、通常 1 週間～2 週間程度ですが、児童の状況により異なります。
また、ならし保育は入所日(原則、毎月 1 日)から始まります。ならし保育の期間中はお迎えが早くなる場合もありますのでご注意ください。
なお、ならし保育期間中であっても、1 ヶ月分の保育料が発生します。
※ 別の施設から転園した場合でも、新しい環境に慣れる必要があるため、改めてならし保育が必要となります。

出産に伴い休業・退職する時の特例制度

既に施設を利用している児童が、母親の産前産後休業・育児休業および出産に伴う退職によって退所することなく、引き続き同じ施設を利用することができる制度です。
本来は、保育を必要とする事由を満たさなくなるため、既に入所している児童は退所となりますが、下記の要件を全て満たす場合は、特例として**最長１年間**の継続利用を認めています。

区分	継続の要件
産休・育休を取得	①出産予定日の８週前まで就労（切迫流産等により医師からの診断書が発行される場合を除く） ②産後１ヶ月以内に「就労証明書（休業期間及び復職日記載）」を提出
出産のため退職	①出産予定日の８週前まで就労（切迫流産等により医師からの診断書が発行される場合を除く） ②退職後１ヶ月以内に「就労証明書（退職日記載）」と「退職届」を提出

利用可能時間 ： 標準時間で利用されている方でも、出産月から3ヶ月目以降は「保育短時間（最大８時間）」へ変更となります。
（例）６月出産 → ９月から保育短時間

継続可能期間 ： 下の子が出生した月から１年を経過する月（下の子の１歳の誕生日の月末）までです。
この期間に合わせて、下の子の入所申し込みを行ってください。
出産を理由に退職した場合も同様に１年以内の就労開始が必要であり、継続可能期間終了後に求職活動期間（３ヶ月）を追加することはできません。

※ 両親で育児休業を取得する場合も同様の取り扱いです。
※ 上の子と同じ施設に入所申込を行ったが、 施設が受け入れをできなかった場合は、在園児の継続入所を１年以上認めます。
※ 市外の保育施設（広域入所）に入所中の場合、施設所在地の自治体の要件も満たす必要がありますので、継続入所ができるとは限りません。
※「妊娠・出産」の要件で入所した場合、この制度は対象外となります。

